

教 企 第 2 4 号

平成 2 2 年 8 月 1 0 日

県立高等学校将来構想審議会会長 殿

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

高校教育改革の成果等に関する検証について（諮問）

このことについて、県立高等学校将来構想審議会条例（平成 2 0 年宮城県条例第 4 号）  
第 1 条第 1 項の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

## 諮問理由書

本県においては、これまで、平成12年度末に「県立高校将来構想」を策定し、①生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある高校づくりの推進、②生徒数の減少に対応した学級減・学校再編、③開かれた学校づくりの推進、④男女共学化の推進などを柱として各種の取組を進めてきました。また、平成22年度には、生徒が自らの進路希望や学ぶ意欲に基づき、より幅広い選択肢の中から学校を選択できるよう、すべての県立高校の通学区域を全県一学区としました。さらに、本年3月には、県立高校教育を取り巻く環境変化や今後の動向を見据え、平成23年度から平成32年度までの本県の高校教育改革の方向性及び高校の再編整備の方針を示す「新県立高校将来構想」を策定し、更なる高校教育改革を進めようとしているところです。

県立高校教育に関しては、これまでも行政評価制度や学校評価制度などを活用し、個別施策について逐次自己評価や見直しを行い、教育施策や学校運営の改善に取り組んできました。しかし、経済環境や生活環境が大きく変化していく時代にあっては、本県における高校教育の果たすべき役割を常に見極めながら、その改革・改善に向けた実効的な取組を着実に進めていく必要があります。

このため、県教育委員会では、県民ニーズがますます複雑化・多様化するこれからの時代において、自らの教育行政を真摯に省みた上で、必要な施策の改善に結びつけていくことが重要であるとの認識から、専門的知識を持った第三者による検証を経ながら、各種の高校教育改革における諸課題の抽出や今後の改善に向けた対応の方向性について、継続的に検討していくことにしました。

その一環として、現県立高校将来構想及び新県立高校将来構想の計画期間中(平成13～32年度)に実施され、又は実施が見込まれる施策のうち、「男女共学化」など本県高校教育の制度・枠組みを変更するものであって生徒及び保護者に与える影響が大きいものや、普通教育や専門教育の体制整備など社会の変化や時代の要請を踏まえて、その方向性を常に点検していく必要があるものについて、施策としての合理性や有効性を含めて成果や課題を明らかにするとともに、今後の対応の方向性について諮問するものです。

また、検証に当たっては、教育に係る各種施策が学校現場においてどのように展開され、具体的にどのような成果や課題が生じているのか、その実態を的確に把握することが重要であるため、こうした現状把握の手法の確立についても併せて調査審議をお願いするものです。